

地番などが変わります。

## 古井小北土地区画整理区域

12月1日(土)から、換地処分により、  
古井小北土地区画整理区域内の字名と地番が変わります。

◇土地の表示は、次のようになります

本郷町〇丁目字〇〇 〇〇番〇



本郷町〇丁目〇番〇

※区域内の字名は廃止されます

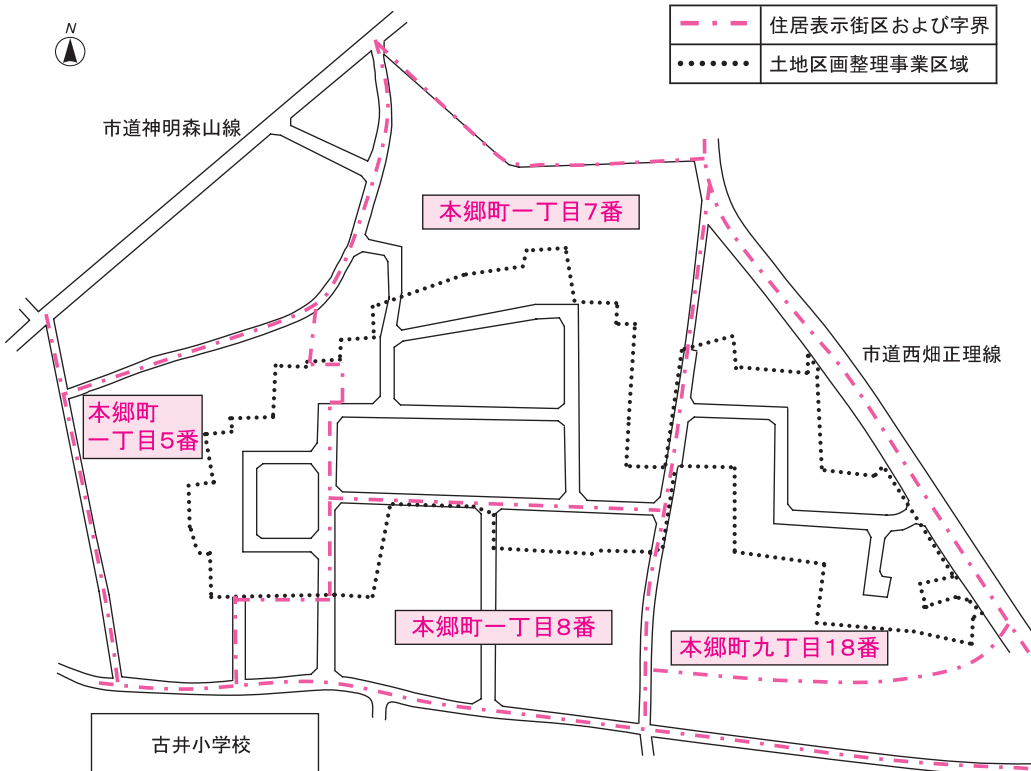
◇住所・本籍がこの区域内にある人は、  
住居番号や地番だけが変わることになり  
ます

※土地の場所により変わらない人もいます

◇住所の変更により各種住所変更の手続き  
が必要となる場合があります。新しい住  
所のお知らせは、11月21日(水)までに各  
世帯に発送します

(例) 土地・建物の登記簿、自動車運転免  
許証など)

※住民票や戸籍についての手続きは不要  
です



### 12月4日～10日 人権週間

市民課 内線 225

人権は、すべての国民に保障されています。しかし、より幸福な人生を送るためには、自分の権利ばかりを主張することなく、お互いが相手の人権を尊重し、豊かな人間関係をつくる必要があります。

### 育てよう 一人一人の 人権意識

— 思いやりの心・かけがえのない命を大切に —

#### ■人権擁護委員による 無料相談所開設

- ◇とき 12月10日(月)  
午後1時～4時
- ◇ところ 中央公民館